

あねとす病院 面会規程

第1条(目的)

本規程は、あねとす病院(以下「当院」)に入院する患者様の尊厳を保持し、療養生活の質を向上させるため、家族等による面会に関する基本的事項を定める。

第2条(面会の基本方針)

感染対策等の正当な理由がある場合を除き、患者等の安全・安静を確保しつつ、家族等による面会を妨げない。

第3条(面会時間)

1. 面会時間は、平日・土日祝日問わず、[14:00] ~ [17:00]とする。
但し、面会の最終受付時間は原則 [16:45] までとし、面会時間は30分を目安とする。
2. 上記時間以外は、原則として面会を制限する。ただし、緊急時や重症、終末期等で医師が認めた場合はこの限りではない。

第4条(面会対象者)

1. 原則として患者様のご家族、または近親者とする。
2. 小学生以下の子供の面会は、原則としてご遠慮いただく。
3. 1日につき1回あたり4名まで

第5条(面会の手続き)

1. 面会者は、必ず1F受付にて面会票に記入し、「面会許可証」を着用すること。
2. 面会終了後は、1F受付にて許可証を返却すること。

第6条(面会制限)

院内または周辺地域における感染症の流行が認められた場合、安全確保の観点から以下の措置を講じることがある。

1. 面会人数の制限(例:1回2名まで)
2. 面会時間の短縮(例:15分以内)
3. 面会の一時的停止

第7条(禁止事項)

以下の行為を禁止する。

1. マスクの未着用
2. 発熱、咳、下痢、嘔吐などの風邪症状がある方の面会
3. 病室内での飲食
4. 生花(花瓶含む)の持ち込み
5. 酒気を帯びての面会
6. 大人数での面会や、他の患者の迷惑となる行為

第8条(その他)

1. 重症患者や終末期などの場合は個別に面会を相談に応じる。
2. 敷地内の散歩等(要相談)
3. 病室ではカーテンを閉めての面会(感染予防・プライバシーのため)

第9条(規程の周知)

本規程は、入院時の説明、院内掲示、および当院ホームページ掲載にて患者および家族等に周知する。

第10条(規程の改定)

本規程は、運営状況や社会情勢、感染状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

附則

本規程は、2026年6月1日より施行する。

